

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）に対する意見募集の結果について

令和 3 年 7 月
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 創 造 課

標記について、令和 3 年 7 月 1 9 日から令和 3 年 7 月 2 2 日まで、下記の通り広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して 1 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和 3 年 7 月 1 9 日～令和 3 年 7 月 2 2 日

（２）意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

（３）意見提出方法

電子メール、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 1 件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
(1) セメント業界では化石エネルギーの削減、循環型エネルギーへの転換を図り、化石エネルギーから廃棄物由来燃料へのシフトを進めている。他で単純焼却され CO2 排出されていた廃棄物を、セメント工場で化石エネルギーの代替として使用することで、社会全体の CO2 を減らすことができるという考えから、温対法や WBCSD の「セメント産業向け CO2・エネルギー算定報告基準」でも、廃棄物由来の CO2 はグロス排出量からは控除するような仕組みとなっている。 以上のことから本施策で示されている、“エネルギー起源二酸化炭素排出量”とは、化石エネルギー由来の CO2 であることを確認したい。 (2) セメント製造会社としても CO2 削減に取り組んでいくが、国内需要が下がっていく中、短期間で炭素生産性：7%、10%の向上のハードルは高い。基準を下げて頂きたい。 (3) 実施期間内（3 年）は、炭素税（カーボンプライシング）が導入されないことが前提として頂きたい（炭素税が導入されると「向上」は困難）。	別途パブリックコメントを実施した生産工程効率化等設備に関する命令では、エネルギー起源二酸化炭素排出量はエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式で定める方法を準用して計算することとしています。 また、別途パブリックコメントを実施した事業適応の実施に関する指針で示したエネルギー利用環境負荷低減事業適応の生産性向上の目標値である炭素生産性の水準は、今般の 2050 年カーボンニュートラル目標やマクロの経済成長の見通しに照らして設定したものです。 今後の政策検討に向けた御意見として承らせていただきます。